平成２７年（フ）第２６４号
兵庫県伊丹市野間北４丁目１番１―220号
債務者　辻野淳子こと　辻野　淳子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６５０号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目57番地の１　第３武庫川206号、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目23番16号
債務者　久保　直美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３号
兵庫県西宮市市庭町４番８号　苅山ハイツ３号、前住所兵庫県西宮市中島町７番13―202号
債務者　安原真理子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県尼崎市西向島町34番地ハイム出屋敷３Ｆ－Ｂ
債務者　大前　幸夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
兵庫県洲本市下内膳260番地１　東下内膳（２）団地Ｆ棟２号
債務者　清水富美子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３８６号
奈良市恋の窪２丁目17番22―102号
債務者　小北組こと　小北　博行
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目６番２号
債務者　大谷　公子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番11―401号
債務者　名護屋智彦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３号
北九州市小倉南区大字木下555、住民票上の住所北九州市小倉南区徳吉西２丁目２番29号（103号）
債務者　金井こと　金　　正雪
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４６号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目１番17号203、住民票上の住所北九州市八幡西区石坂２丁目９番４号（101）
債務者　水上　美結（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田829番地　町営中代団地４－２号
債務者　橋本　真希
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８１号
千葉県柏市酒井根４丁目５番９号　ジュネスパピヨン101号
債務者　市山　　哲
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８号
千葉県松戸市日暮１丁目15番地の17　グランビュー戸部301号
債務者　土屋　早織
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県松戸市樋野口525番地　ルネ・リバージュ松戸501号
債務者　本間　暁美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６５号
和歌山市井辺206番地１　ポワンドゥ花梨Ⅱ102
債務者　的場　正也
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２７号
和歌山市北出島１丁目２番16号　ローズ北出島101
債務者　平野　章子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６１号
和歌山市秋月100番地13
債務者　嶌村　智子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係